

## 新しい救急救命処置と実証研究

## ニュースレター

平成24年度厚生労働科学研究費補助金 「救急救命士の処置範囲に係る研究」 研究班事務局 発行

## 登録状況

## &lt;新規&gt;

8月中旬×日  
～8月末×日

低血糖	78件
重症喘息	9件
ショック	204件
合計	291件

## &lt;累計&gt;

7月1日  
～8月末×日

低血糖	163件
重症喘息	18件
ショック	439件
合計	620件

※数値は一次集計値であり、修正される可能性があります。

## ➤ 8月中に、新たに2協議会で非介入期間が開始されています！

8月後半までに、新に2協議会（5消防本部）で、非介入期間が開始されました。これにより、全国の29協議会（95消防本部）で非介入期間が開始されています。

これらの地域から、8月中旬から末までに、三処置合計で291件の登録がありました。（累計620件（低血糖163件、重症喘息18件、ショック439件））ご協力いただいたMC協議会の皆様、どうもありがとうございました。引き続き宜しくお願いします。

- ・血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与  
最多登録MC協議会（石川県MC協議会） 15件
- ・重症喘息に対する吸入β刺激薬の使用  
最多登録MC協議会（山梨県MC協議会） 4件
- ・心肺機能停止前の静脈路確保と輸液  
最多登録MC協議会（山梨県MC協議会） 23件

## ➤ 9月中に全ての参加MCで非介入期間が開始されます！

9月中に、さらに次の10MC協議会で、非介入期間が開始されます。

**札幌市救急業務検討委員会**（札幌市消防局）**茨城県つくば・常総地区MC協議会**（つくば市消防本部、常総地方広域市町村圏事務組合消防本部、取手市消防本部）**千葉市救急業務検討委員会**（千葉市消防局）**君津地域救急業務MC協議会**（木更津市消防本部、君津市消防本部、富津市消防本部、袖ヶ浦市消防本部）**湘南地区MC協議会**（平塚市消防本部、藤沢市消防本部、小田原市消防本部、茅ヶ崎市消防本部、秦野市消防本部、厚木市消防本部、伊勢原市消防本部、海老名市消防本部、足柄消防組合消防本部、寒川町消防本部、大磯町消防本部、二宮町消防本部、箱根町消防本部、湯河原町消防本部、愛川町消防本部）**知多地区MC協議会**（常滑市消防本部、東海市消防本部、大府市消防本部、知多市消防本部、知多中部広域事務組合消防本部、知多南部消防組合消防本部）**湖北地域MC協議会**（湖北地域消防本部）**美作地域MC協議会**（津山圏域消防組合消防本部）**周南地域MC協議会**（周南市消防本部）**北九州地域救急業務MC協議会**（北九州市消防局）（予定を含む）

合計 10MC 協議会（34消防本部）

## お願い

### ～正確な登録を～

登録件数の増加に伴って、登録データ項目の確認作業が大きく増えています。データの記入漏れ、不適切な記入について、各 MC 協議会で段階で御確認、修正いただきますようお願いいたします。

### ～ニュースレターの供覧を～

参加されている全ての救急救命士の方、教育・研修に携わった消防学校などの方に、このニュースレターをご供覧いただけるように、各 MC 協議会、各消防本部のご担当者様には、ご配慮いただきますようお願いいたします。

### ～地域の情報を待ってます～

本ニュースレターへのご意見、ご要望は、研究班事務局にお願いします。

参加 MC の皆様からの記事のご投稿もお待ちしています。

fujita\_kyukyuka\_hisyo@yahoo.co.jp

## ➤ データ登録についてのお願い <登録対象者について>

### ○非介入期間

下記<条件>を満たせば、すべて登録の対象になります。そのため、例えば、①（仮に介入期間であったとしても）もし同意を得ようとしても、代諾者がいないなど明らかに同意を得られない傷病者も対象になります。また、②すでに傷病者によって頻回の SABA の投与が行われた傷病者も、登録の対処になります。（なお、①、②ともに、登録の対象になりますが、仮に介入期間であっても処置の対象にはなりません。）

登録の対象にはなるが、仮に介入期間であっても実際の処置の対象にはならないと判断された場合は、お手数ですが、その判断の理由を、傷病者登録用紙の「2-11」に記載願います。

### ○介入期間

非介入期間と同様に、下記<条件>を満たせば、すべて登録の対象になります。実際に処置を実施したかどうかは問いません。つまり、処置の同意が得られずに処置を行わなかった例、すでに頻回の SABA の使用がされており、SABA を投与しなかった例も、登録の対象になります。実際には処置が行われなかった理由を、傷病者登録用紙の「2-11」に記載願います。

<条件> ※詳細は、「救急救命士の処置範囲に係る研究」報告書 各 P162、P166、P169「2 対象」参照

1. 血糖測定と低血糖発作症へのブドウ糖溶液の投与（以下の条件を全て満たす）
  - (1) 意識障害 (JCS 10 以上) を認める
  - (2) 経口血糖降下薬かインスリンの使用あり
  - (3) 別の原因による意識障害の可能性が低い
  - (4) 20 歳以上である
2. 重症喘息傷病者に対する吸入  $\beta$  刺激薬の使用（以下の条件を全て満たす）
  - (1) 喘息の診断を受けている（既往歴も含む）
  - (2) 吸入短時間作用性  $\beta$ 2 刺激薬を処方されていて自分で吸うことができない。
  - (3) 呼気時の喘鳴を伴う呼吸困難がある
  - (4) 酸素投与下で SpO<sub>2</sub> 値が 95% 未満である
  - (5) 20 歳以上である。
3. 心肺機能停止前の静脈路確保と輸液の実施（以下の条件を全て満たす）
  - (1) 皮膚の蒼白、湿潤・冷汗、頻脈、微弱な脈拍等からショックを疑う or クラッシュ症候群
  - (2) 20 歳以上である

全体の登録状況	非介入期間	7月前半	7月後半	8月前半	8月後半	累計
	低血糖	9	12	64	78	163
	重症喘息	1	2	6	9	18
	ショック	33	39	163	204	439
	合計	43	53	233	291	620

※締め日の都合上、月の前半後半の境日は必ずしも 15/16 日、末日/1 日とはなっていません。